

## 町及び字の区域の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により，本市内の町及び字の区域を次のとおり変更する。

なお，この町及び字の区域の変更の効力は，土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による藤沢市菖蒲沢境土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

2011 年（平成 23 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

海老根 靖典

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域		
町 名	字 名	町 名	字 名	地 番
遠藤	菖蒲沢境	遠藤	広谷	3407の6
同	同	同	同	3408の1
同	同	同	同	3408の3
同	同	同	同	3409の2
同	同	同	同	3409の12
同	同	同	同	3410の2
同	同	同	同	3419の2
同	同	上記の区域に隣接介在する道路，水路である公有地の一部		
同	同	遠藤字東原3215の2，3215の4，3216の2，3216の4及びこれらの区域に介在する道路である公有地に隣接する道路である公有地の一部		
同	同	菖蒲沢字大平977の2，978の6から978の8まで，979の8から979の10まで，980の3，987の2及び987の3並びに菖蒲沢字大下998の1及び1000の2並びにこれらの区域に介在する道路である公有地に隣接する道路である公有地の一部		

備考 上記の土地の表示は，2011年（平成23年）7月13日現在の登記簿によるものである。

#### 提案理由

藤沢市菖蒲沢境土地区画整理事業の換地処分が行われるに当たり，町及び字の区域を変更する必要が生じたので，地方自治法第260条第1項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 地方自治法 抜粋

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外，市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し，又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは，市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め，都道府県知事に届け出なければならない。

##### 地方自治法施行令 抜粋

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分で，……土地区画整理法による土地区画整理事業……の施行地区についてするものの効力は，……土地区画整理法第103条第4項（……）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から……生ずるものとする。

##### 土地区画整理法 抜粋

#### 第103条

- 3 ……機構等は，換地処分をした場合においては，遅滞なく，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 ……都道府県知事は，……前項の届出があつた場合においては，換地処分があつた旨を公告しなければならない。

藤沢市菖蒲沢境土地地区画整理事業

区域図

